

随意契約理由書

件名	西神斎場火葬炉整備業務
契約の相手方	株式会社 宮本工業所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
随意契約の理由 当該火葬炉設備は、株式会社 宮本工業所が、独自技術に基づき製造を行ったものである。 本業務は、火葬炉耐火材・炉内台車・火葬炉設備機器の補修を行うもので、これらは火葬炉設備と一体となつて性能を発揮するものであり、上記業者でなければ設備の性能を維持し性能を担保したうえでの施工をすることができない。 また、万が一故障や不具合が発生した場合の設備稼働停止は、施設の業務に多大な影響を及ぼすため、施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)等についての責任の所在を明確化させる必要があることから、当該設備の製造業者しか履行することができない。 したがって、本業務の施行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行するとともに施工後においても設備全体の性能を保証できる者は上記業者をおいて他にいないため、随意契約するものである。	
担当部署 (問合せ先)	健康局斎園管理課 (電話 078-322-5251)